

発議第 5 号

平成 24 年 3 月 21 日

庄原市議会議長 様

提出者	庄原市議会議員	中原 巧
賛成者	庄原市議会議員	佐々木信行 垣内 秀孝

庄原市議会議員の報酬の特例に関する条例案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

(提案理由)

木質バイオマスエネルギー関連事業における議員としての責任の一端を示すものである。

庄原市議会議員の報酬の特例に関する条例

(庄原市議会議員の報酬に関する特例措置)

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における庄原市議会議員の報酬月額については、庄原市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年庄原市条例第40号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(失効)
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。